

議題	基準諮問会議
項目	基準諮問会議からのテーマ提言等への対応

I. 本資料の目的

- 平成29年3月28日に開催された第357回企業会計基準委員会において、基準諮問会議から当委員会に対して新規テーマの提言及び当委員会の公表している会計基準等の記載内容の修正の依頼があった。本資料では、当該提言及び依頼に関する当委員会の対応方針の案を記載しており、ご意見をいただくことを目的としている。

II. 新規テーマの提言等への対応

仮想通貨に係る会計上の取扱い

(基準諮問会議による提言の内容)

- 別紙の「基準諮問会議 新規テーマに関する提言等」に記載されている「仮想通貨に係る会計上の取扱い」に関する提言である。提言の内容は以下のとおりである。

「仮想通貨に係る会計上の取扱いについて検討することを、貴委員会の新規テーマとして提言致します。なお、当面の取扱いとして、必要最小限の項目について開発することが適切であることを付記します。」

(当委員会の対応方針 (案))

- 基準諮問会議の提言を尊重し、仮想通貨の利用者及び仮想通貨交換業者の会計上の取扱いについて、当委員会の新規テーマとしてはどうか。当委員会で検討を行うにあたっては、必要最小限の項目について開発すべきとの基準諮問会議の提言に付記されている内容及び資金決済法に基づく仮想通貨交換業者に対する財務諸表監査制度の円滑な運用の観点を考慮し、本年7月から8月に公開草案を公表することを目標としてはどうか。

また、本件に関するテーマ評価を実施し、取引の内容を把握している実務対応専門委員会において本件を対応することとしてはどうか。

「事業分離等に関する会計基準」と「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」の記載内容の相違について

(基準諮問会議からの依頼の内容)

- 別紙の「基準諮問会議 新規テーマに関する提言等」に記載されている「「事業分

審議事項(6)

離等に関する会計基準」と「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」の記載内容の相違について」に関する依頼である。依頼の内容は以下のとおりである。

「「事業分離等に関する会計基準」と「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」の記載内容の相違について、今後の「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」の改正時に対応を図ることを依頼いたします。」

(当委員会の対応方針(案))

5. 基準諮問会議の依頼に基づき、今後の「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」の改正時に対応を図ることとしてはどうか。

また、企業結合に関連することから、企業結合専門委員会において本件を対応することとしてはどうか。

ディスカッション・ポイント

上記の当委員会の対応方針(案)に同意するか。

以上

審議事項(6)

(別紙)

平成 29 年 3 月 28 日

企業会計基準委員会
委員長 小野 行雄 殿

基 準 諮 問 会 議
議 長 野 崎 邦 夫

基準諮問会議 新規テーマに関する提言等

平成 29 年 3 月 14 日に開催された第 29 回基準諮問会議において審議の結果、以下の「I. 仮想通貨に係る会計上の取扱い」について、貴委員会の審議テーマに関する提言をとりまとめましたので、ご検討賜りますようお願い申し上げます。

また、貴委員会の公表している「事業分離等に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」の記載内容の修正についてご対応を依頼しますので、併せてご報告致します。

I. 仮想通貨に係る会計上の取扱い

仮想通貨に係る会計上の取扱いについて検討することを、貴委員会の新規テーマとして提言致します。なお、当面の取扱いとして、必要最小限の項目について開発することが適切であることを付記します。

(提言の経緯)

1. 平成 28 年 11 月 14 日に開催された第 28 回基準諮問会議において、仮想通貨に係る会計上の取扱いについて、日本公認会計士協会より新規テーマの提案がなされた。その提案を受け、基準諮問会議は、実務対応専門委員会に新規テーマの評価を依頼した。
2. 平成 29 年 3 月 14 日に開催された第 29 回基準諮問会議において、審議事項(6)-2 参考資料 1 のとおり、実務対応専門委員会の評価が報告された。その結果は、以下のとおりであった。

現時点においては上場企業等での仮想通貨の保有は非常に限定的であり、会計実務において広範な影響を及ぼすものではないと考えられる。一方、資金決済法に基づく仮想通貨交換業者に対する財務諸表監査制度の円滑な運用の観点からは、速やかに仮想通

貨交換業者における会計処理を明確化するニーズが一定程度存在すると考えられ、また、仮に会計処理が明確にされない場合には多様な会計実務が形成される可能性があると考えられる。これらを踏まえると、仮想通貨交換業者及び仮想通貨の利用者の会計処理について、ASBJにおいて検討することが適切と考えられる。

ただし、現時点では、国際的に検討が行われておらず、また、仮想通貨によるビジネスの今後の進展を予測することが難しいことを踏まえ、当面の取扱いとして、必要最小限の項目について開発することが適切であると考えられる。

3. 上記の実務対応専門委員会の評価の結果を踏まえて基準諮問会議において審議を行った結果、新規テーマの提言を行うこととなった。
4. なお、基準諮問会議の委員より、以下の意見が聞かれ、必要最小限の項目について開発することを付記することとした。
 - 現時点では国際的に検討が行われておらず、また、仮想通貨によるビジネスの今後の進展を予測することが難しいことを踏まえ、当面の取扱いとして、必要最小限の項目について基準開発を行うという事務局の提案に賛成する。
 - 短期的には、仮想通貨に係る会計処理及び会計監査を円滑に進めるために、当面の取扱いとして早急な対応を希望する。中長期的には、仮想通貨の取引規模の状況を注視し、会計基準レベルの開発を含めた対応を検討頂きたい。
 - 今後、仮想通貨の取引が拡大していくことが予想される中、銀行業界としても、仮想通貨の期末評価が重要になるため注視していきたい。
5. また、オブザーバーの金融庁より、以下の発言がなされた。
 - 資金決済法に基づく仮想通貨交換業者に対する財務諸表監査制度が円滑に実施されるよう、仮想通貨に係る会計処理の明確化が速やかに図られることが必要と考える。

II. 「事業分離等に関する会計基準」と「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」の記載内容の相違について

「事業分離等に関する会計基準」と「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」の記載内容の相違について、今後の「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」の改正時に対応を図ること

審議事項(6)

とを依頼いたします。

(経緯)

6. 平成 29 年 3 月 14 日に開催された第 29 回基準諮問会議において、審議事項(6)-2 参考資料 2 のとおり、基準諮問会議委員より新規テーマの提案がなされた。具体的には、ある企業の関連会社が他の企業と合併した場合、ある企業の持分法の会計処理について、「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」と同適用指針で参照している「事業分離等に関する会計基準」の記載ぶりが、形式的に相違しているとのものである。

当該提案について、基準諮問会議の事務局より、「本テーマ提案は、会計基準の記載ぶりに関連する問題であるため、今後の「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」の改正時に対応を図ることを企業会計基準委員会に依頼してはどうか、との対応案が示された。

7. 上記の基準諮問会議の事務局の対応案について基準諮問会議において審議を行った結果、事務局案が了承された。

以 上